

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○危険薬物の指定…………… (医務薬務課) 1

告 示

北海道告示第538号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第1項の規定により、次のとおり危険薬物を指定し、令和2年8月27日から施行する。

令和2年8月26日

北海道知事 鈴木直道

危険薬物として指定する物

- 1 4-メチル-1-フェニル-2-（ピロリジン-1-イル）ペンタン-1-オン及びその塩類
- 2 N- {1- [2-（フラン-2-イル）エチル] ピペリジン-4-イル} -N-フェニルプロパンアミド及びその塩類
- 3 2-（2, 5-ジメトキシ-4-メチルフェニル）-2-メトキシエタンアミン及びその塩類
- 4 N-フェニル-N- [1-（2-フェニルエチル）ピペリジン-4-イル] -2-メチルプロパンアミド及びその塩類
- 5 [1-（シクロヘキシルメチル）-1H-インドール-3-イル]（4-メトキシナフトレン-1-イル）メタノン及びその塩類